

組合員異動報告書（転入用）

所属コード				所属所名				所属所電話番号			

氏名 生年月日・性別	組合員証番号（6桁）	職員番号（注1） 組合員種別・任用形態		異動発令(注2) 年月日	異動事由 (該当事由へ○及び記入をしてください。)
		職員番号	組合員種別・任用形態		
年 月 日 男・女				令和 ・	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：)
年 月 日 男・女				令和 ・	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：)
年 月 日 男・女				令和 ・	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：)
年 月 日 男・女				令和 ・	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：)

注1 任用形態が変わった場合は、**新しい任用形態がわかる辞令等の写し（常勤職員は不要）を添付**してください。
組合員種別・任用形態は次のとおりです。

【 一般組合員 】 ※(フルタイム)とは常勤職員の所定労働時間以上勤務している場合を指す。
①常勤職員 ②暫定再任用職員(フルタイム) ③任期付職員(フルタイム) ④会計年度任用職員(フルタイム13月目以降)
【 短期組合員 】 ※(短時間)とは週の所定労働時間が20時間以上の場合を指す。
⑤臨時的任用職員 ⑥暫定再任用職員(短時間) ⑥定年前再任用短時間勤務職員 ⑦任期付職員(短時間)
⑧会計年度任用職員(短時間)、⑨会計年度任用職員(フルタイム)

注2 **短期組合員⇔一般組合員の変更の場合**、年金管理機関も日本年金機構⇔共済組合と切替えが行われます。
そのため、その**切替日（特に空白期間がある場合）については任命権者に確認のうえ記載してください。**

注3 任命権者の変更があった場合で、かつ、間に1日以上空白期間がある場合、組合員資格は継続しないため、
本紙による手続きではなく、前所属所で資格喪失の手続き及び新所属所で資格取得の手続きが必要です。

＜提出先・問合せ先＞
〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1
公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
電話 (045)210-8179

所属所文書受付印

共済組合文書受付印

組合員異動報告書（転入用）

記入例

所属コード				所属所名	所属所電話番号
1	2	3	4	神奈川県立〇〇高等学校	(123) 456-7890

氏名 生年月日・性別	組合員証番号（6桁）	職員番号（注1） 組合員種別・任用形態	異動発令（注2） 年月日	異動事由（注3） （該当事由へ〇及び記入をしてください。）
共済 太郎 平成 2 年 1 月 1 日 男	9 9 9 9 9 9	職員番号 555555 組合員種別・任用形態 ⑤短期：臨時的任用職員	令和 6・4・1	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：) ③一般：任期付職員(7/17/16)
平成 2 年 1 月 1 日 男	8 8 8 8 8 8	職員番号 同左 組合員種別・任用形態 ⑤	令和 6・4・10	・所属所の異動(旧所属所：) 県立〇〇高等学校 ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：) ⑧
平成 2 年 2 月 2 日 男	7 7 7 7 7 7	職員番号 組合員種別・任用形態 ③	令和 6・4・5	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) 〇〇市立〇〇小学校 ・任用形態変更(旧任用形態：)
年 月 日 男・女		職員番号 組合員種別・任用形態	令和 ・	・所属所の異動(旧所属所：) ・任命権者変更(旧所属所：) ・任用形態変更(旧任用形態：)

注1 任用形態が変わった場合は、**新しい任用形態がわかる辞令等の写し（常勤職員は不要）を添付**してください。組合員種別・任用形態は次のとおりです。

【 一般組合員 】 ※(7/17/16)とは常勤職員の所定労働時間以上勤務している場合を指す。
①常勤職員 ②暫定再任用職員(7/17/16) ③任期付職員(7/17/16) ④会計年度任用職員(7/17/16)13月目以降)
【 短期組合員 】 ※(短時間)とは週の所定労働時間が20時間以上の場合を指す。
⑤臨時的任用職員 ⑥暫定再任用職員(短時間) ⑦定年前再任用短時間勤務職員 ⑧任期付職員(短時間)
⑨会計年度任用職員(短時間)、⑩会計年度任用職員(7/17/16)

注2 **短期組合員⇔一般組合員の変更の場合**、年金管理機関も日本年金機構⇔共済組合と切替えが行われます。そのため、その**切替日（特に空白期間がある場合）については任命権者に確認のうえ記載**してください。

注3 任命権者の変更があった場合で、かつ、間に1日以上空白期間がある場合、組合員資格は継続しないため、本紙による手続きではなく、前所属所で資格喪失の手続き及び新所属所で資格取得の手続きが必要です。

＜提出先・問合せ先＞
 〒231-8309 横浜市中区日本大通5-1
 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ
 電話 (045)210-8179

所属所文書受付印

共済組合文書受付印